

5月の「外国人旅行者数」(日本)

1. 「外国人旅行者数」を把握できる指標は？

日本政府観光局(JNTO)が毎月、日本を訪れた外国人の数を「訪日外客数」として発表しています。昨年(2010年)一年間に日本を訪れた外国人の数は、前年比26.8%増加の861万人でした。増加は2年ぶりで、増加率は大阪万博が開かれた1970年以来の大きさでした。けん引したのは中国や韓国でした。

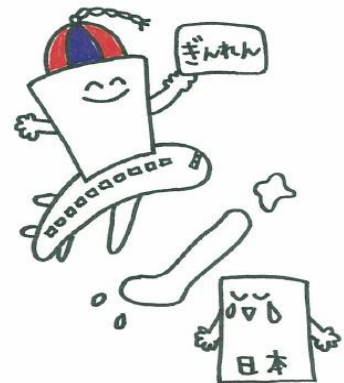
2. 最近の動向

日本政府観光局は先週、5月に日本を訪れた外国人旅行者数(推計値)が35万8,000人であったことを発表しました。

前年同月比50.4%の減少です。減少率が50%を超えるのは3カ月連続です。4月の前年同月比62.5%減少からは縮小しましたが、3月の同50.3%減少を抜いて、過去50年で2番目の落ち込みでした。

福島原発の事故が収束していないなか、外国人にとって、日本への旅行に対する不安が続いたようです。

国・地域別では、韓国が前年同月比58.3%減少であったのをはじめ、中国は同47.8%減少、米国が同37.8%減少などとなっています。



3. 今後の展開

5月は大幅な減少となりましたが、回復に向けた動きも一部では見られます。例えば、前月中旬には、震災後初めて中国から東京を訪問する団体ツアーに、ビザが発行されました。温家宝首相が来日した際に、「観光交流を回復させたい」と発言。これを境に、日本観光を自粛するムードが急速に後退しています。

実際に今月に入り、震災直後は前年の半分程度にまで落ち込んでいた都内家電量販店の外国人向けコーナーの売上高が、前年比8～9割程度まで持ち直しています。中国人旅行者がよく使う「銀聯(ぎんれん)カード」の決済額も、5月は前年比で3割程度でしたが、今月は同5割程度に回復。また都内の大手ホテルも、5月は前年比で5割程度に落ち込んだ外国人宿泊客が、今月は7～8割程度に回復しています。

震災以降は、「2013年に外国人旅行者の数を年間1,500万人まで増やす」といった、これまでの政府の目標を見直す声もあります。一時的な見直しはやむを得ないかもしれませんが、資源の乏しい日本にとって、「観光立国」を目指すことは、必要な政策であることは間違いありません。

弊社マーケットレポート

検索!!

2011年05月19日【デイリー No.920】日本のGDP成長率(1-3月期)～震災を受け、2年ぶりのマイナス幅～

2011年05月23日【キーワード No.581】震災後の「外国人旅行者数」(日本)

☆本日の「マーケット・キーワード」のラジオ番組放送内容は、こちら!! ☆

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象としているため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額は変動します。基準価額の変動要因としては、有価証券の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券の発行体の信用リスク等、及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。したがって、お客さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)

・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)

・・・信託財産留保額 上限0.5%

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限1.995%(税込)

◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等を信託財産からご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定しますので、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、上記同様の理由により具体的には記載できません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております(当資料発行日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社